

2.平成14年度PRTR集計・公表の仕組みとその構造

(1) 集計・公表の仕組み

①届出データ(点源)

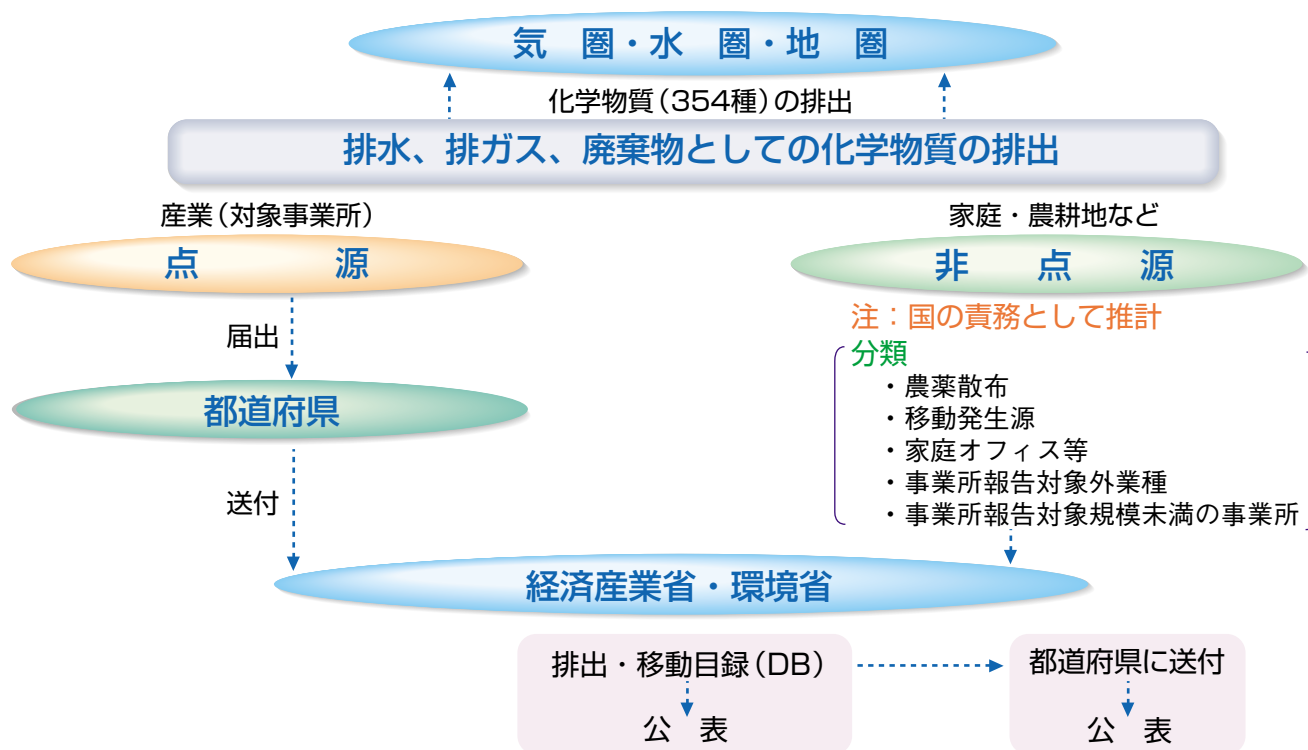
経済産業省及び環境省は共同で、届出された情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表し、事業所管大臣及び都道府県知事に通知されてきたもの。

②届出対象外データ(非点源)

経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源(家庭、農地、自動車等)等からの排出量を推計して集計し、①と併せて公表されたもの。

・届出外排出量の推計

- 対象業種を営む事業者からの排出量のうち届出がなされていないもの
 - ▽従業員20人以下の事業所
 - ▽年間取扱量が1ト未満(当初2年間は5ト未満)の事業所
- 対象業種以外の業種のみを営む事業者からの排出量
 - ▽農薬、接着剤、塗料、洗浄剤、医薬品、漁網防汚剤
- 家庭からの排出量
 - ▽農薬、接着剤、塗料、洗浄剤、化粧品、防虫剤、消臭剤
- 移動体(自動車、船舶、鉄道、航空機)からの排出量



(2) 「排出量」の構造と分類

対象業種	②非対象業種	③家庭
<p>届出対象 従業員21人以上 年間取扱量1トン以上 (14年、15年は5トン以上)</p>	<p>①届出対象外 (年間取扱量1トン未満)</p> <p>小規模で個々の事業所の取扱量が少ない業種、化学物質の使用が事業所外の業種など (例) 農業、建設業など</p>	<p>製品の使用に伴って排出されるもの等 (例) 家庭用洗剤 家庭用防虫剤等</p>
<p>①届出対象外(従業員20人以下)</p>		
<p>④ 移 動 体 (自動車、船舶、鉄道、航空機)</p>		